

平成 30 年 6 月 6 日

西宮市議会議長

田中 正剛 様

議会運営の課題に関する検討会議

山田 ますと

議会運営の課題に関する検討会議 会議結果報告(後期分)

本検討会議における下記の課題事項について、議会運営の課題に関する検討会議設置要綱第 2 条第 3 項の規定に基づき報告いたします。

記

1 課題事項（結果報告）

- ①議長任期、監査委員任期について
- ②災害時の議会 BCP の再構築について
- ③通年会期について
- ④常任委員会の数について
- ⑤市議会議員にかかる資産公開条例制定について
- ⑥議員定数について
- ⑦会派の人数要件について

2 その他

課題事項②については、議会の機能を回復するための行動や様々な災害を想定した行動などを引き続き検討し、必要に応じて適宜見直す必要があります。また、⑤については、条例の施行規程のほか審査会の設置要綱などについて、さらに検討を進める必要があると考えております。このようなことから、課題事項②及び⑤については、今後、引き続き検討会議の設置をご検討いただき、さらに議論を深めていただきたい旨、本検討会議の意見として申し添えます。

また、その際には無所属議員が会議に参加し、発言できる機会を継続して欲しいとの意見が出されておりますので、申し添えます。

以 上

## 議長任期、監査委員任期について

### 1 再諮問の内容

議長任期は法律で1期4年と定められているが、本市議会では慣例により1年で交代しているため、これを連続2年としてはどうか（提案会派：公明党議員団）との事項について前期に協議しましたが、本検討会議では意見の一致を見ませんでした。

平成29年12月20日に議長に対し、「今後、本市議会において、法定の議長任期（4年）を実践しなかったのは何故か、その本質的な議論も深めていくべきではないか。」との意見を付して本検討会議の結果報告を行ったところ、議長から「本質的な議論」についても更に研究を深めていただきたい旨の再諮問があり、その後引き続き協議を行ったものです。

なお、課題事項のうち監査委員任期については、議長から、地方自治法改正に伴う議選監査委員の義務付け緩和による取扱いを整理する必要があるため、本検討会議では協議を一旦保留にさせていただきたい旨の説明があり、現在、議会運営委員会での協議が行われているところです。

### 2 協議の概要

#### （1）法定の議長任期（4年）を実践してこなかった理由

本市議会において法定の議長任期（4年）によらず、慣例により1年で議長が交代してきたことについて、その本質的な理由を検証するため、まず、議長、並びに副議長を経験した委員から、その経験をもとに議長任期のあり方に関する意見を聴取しました。

##### 【議長の意見】

議長を担おうとする「議員の視点」と「議会の視点」の2つがある。

「議員の視点」では、議長は議会運営に終始する形となり、政策的な議論に加わることができない。我々議員は、市民の意見を市政に反映していくことが期待され、選挙で選ばれているという面があり、4年間ずっと議長として議会運営をやっていくことには、心理的に抵抗があり、一つの弊害であるとも考えられる。

「議会の視点」では、仮に1人が4年間議長を務めた場合、議長にはある程度権限があるので、その権限が集中するのはあまり好ましくないという意識が議会としては働くのではないかと感じている。

##### 【副議長を経験した委員の意見】

- 議長の職責をきっちり行うということを考えたときに、誰にでもできるわけではなく、資質の問題はあると思う。任期の話をするのであれば、正副議長の職責・業務を洗い出し、それを明示した上でなければならない。何も土台がない中で議論するのは難しい。
- 一方、議長の対外的な用務の忙しさが、議長の2年制を考えたときに課題であると思った。また、一般質問ができないことなどは、1年間我慢したらいいと割り切って考えて、デメリットとまでは思っていなかった。

#### （2）議長の再任について

議長、並びに副議長を経験した委員からの意見を聴取した後、座長から、再諮問を受け

て協議を進めていく上で、再任を妨げないこと（慣例により1年で辞職することは残した上で、再度手を挙げて選挙で選ばれることは妨げないこと。）を申合せ、明文化してはどうかとの提案を行いました。委員からは「現状でも2年やろうと思えばできなくはない。その現状を追認し文章化するのであれば問題はない」、「以前にも議長を一旦辞職し、もう一度議長に手を挙げられたという事例もあるので、そういうことを文言として書いておくことはやぶさかではない」などの意見が出され、提案内容をもとに申合せ案を作成することで意見が一致しました。

一方、委員から「再任を妨げないという文言が入ることで、本当に再任が可能となるような雰囲気になるのか。再任を希望する旨を所信表明のような形で説明してもらう方がみんなが納得しやすいのではないか」との意見が出され、他市における実施状況等も踏まえ、所信表明の取扱いを協議しましたが、本検討会議では意見の一致を見ませんでした。

### 3 協議の結果

上記のとおり協議を行った結果、本市では、慣例により議長が1年で辞職し交代しているが、過去に議長が再任された例や、近年でも辞職した議長が再任を希望した例もあることから、『議長が慣例により辞職した後、当該辞職に伴い実施される議長選挙において再任されること（再度エントリーすること）を妨げない』旨を、慣例を補足する事項として申合せのべきということで、本検討会議の意見が一致しました。

本件は、平成30年4月25日の本検討会議で議了となりました。

以 上

## 災害時の議会BCPの再構築について

### 1 再諮問の内容

本件については、「災害が発生し、どのような状況になったとしても市議会がその機能を継続していけるよう議会のBCP（Business Continuity Plan－事業継続計画）の構築を検討すべきとの課題（提案会派：公明党議員団）」について前期に協議し、「今後、西宮市議会における災害発生時の対応要領（以下「対応要領」という。）の見直しを行うことにより議会BCPを構築すべきであること」及び「対応要領で見直しが必要な項目（7項目）」を本検討会議の意見とし、平成29年12月20日付で本検討会議の結果報告により議長に報告しました。議長から、今後BCPの草案を示すので、本検討会議でさらに協議を進めていただきたい旨の再諮問があり、引き続き協議を行ったものです。

### 2 協議の概要

#### （1）先進市の調査について

座長からの提案により、議会BCP策定の先進市である大津市議会をテレビ会議形式により調査しました。大津市議会では、防災関係に詳しい大学教授からアドバイスを受けて、発災から72時間を初期、3日から7日を中期、7日から1か月程度を後期に区分して、災害が発生してからの議会の災害対策本部、議会・議員、議会事務局職員の行動基準を、それぞれ取り決めていること、また、備蓄品の確保については、市民ではなく、議員と議会事務局職員が使用するものを想定して取り決めていること、また、議会BCP策定前は、議会事務局職員も市の災害対策本部の指揮命令下に入っていたが、策定後は、市の災害対策本部の指揮命令下から除かれるという形になり、議会の体制、機能を保持するということに職員の力が発揮できるようになったことなどが、特徴的な事項となっていました。

#### （2）議会BCPの検討について

防災危機管理局の職員（以下「防災危機管理局」という。）にもオブザーバーとして出席を依頼し、議長から示されたBCPの草案（協議すべき論点）をもとに、議会BCPの検討を行いました。また、発災当初からの時間経過を踏まえた各段階での議会、議員及び議会事務局職員の具体的な役割と行動を記した「発災時の議会行動マニュアル」（案）が議長から示され、BCPの別冊として活用することとなりました。

### 3 協議の結果

上記のとおり協議を行った結果、本検討会議において、**別紙1**「西宮市議会BCP（業務継続計画）（案）」及び**別紙2**「発災時の議会行動マニュアル（案）」を作成しました。

また、現在の対応要領については、「西宮市議会BCP（業務継続計画）」の策定により、統合・廃止すべきであること、当該BCPは、今後さらに、議会の機能を回復するための行動や様々な災害を想定した行動などについて、引き続き検討し、必要に応じて適宜見直すものであることについて、本検討会議で意見が一致しました。

本件は、平成30年6月6日の本検討会議で議了となりました。

西宮市議会BCP（業務継続計画）  
（案）

西宮市議会

西宮市議会では、阪神・淡路大震災での経験を活かし、平成24年9月に西宮市議会における災害発生時の対応要領（以下「要領」という。）を作成し、地震等の災害が発生したときに、果たすべき議会の役割を定めた。一方、東日本大震災では、庁舎が使用できなくなったことや、行政や議会が十分に機能しなかった等の事例があったことを踏まえ、具体的に議会、議員及び議会事務局の役割と行動を想定し、要領を更に発展させることにより、西宮市議会BCP（業務継続計画）を策定したものである。なお、この西宮市議会BCPは、議会の機能を回復するための行動や様々な災害を想定した行動などについて引き続き検討し、市のBCPや地域防災計画等との整合を図り、必要に応じて適宜見直すものである。

## 1 目的

西宮市議会（以下「議会」という。）は、阪神・淡路大震災という未曾有の大災害に遭遇したものであるとして、その際の体験及びそれを通じて得ることとなった知見を活かすとともに後世に伝える必要がある。

本市において、かつて経験したような大災害が発生したときには、議会は市と連携し、災害対策活動を支援しなければならない。また、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として迅速な意思決定と多様な住民ニーズを反映し、議員自らの迅速かつ適切な対応を図らねばならない。

この西宮市議会BCP（業務継続計画）（以下「BCP」という。）では、そのために必要となる執行体制と資源の確保及び議員の行動基準などを定める。

## 2 議会の役割

議会は、西宮市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置する災害が発生した場合、応急・復旧・復興に向け、必要な議案を速やかに審議する。

また、市民の意見、要望等を踏まえ、市の行う応急・復旧・復興活動が迅速に進むよう、議会として提言・提案を行う。

## 3 災害対応組織

### (1) 本部の目的

本部の目的は、次に掲げるとおりとする。

- ア 西宮市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）の応急活動等が迅速に実施されるよう、本部は、議員から報告された地域の被災状況の情報を市対策本部に提供する。また、市対策本部からの災害情報は本部役員を通じて議員に伝達する。ただし、無所属議員のうち年長議員は、無所属議員間の連絡役の代表者を務める。
- イ 本部は、地域の被災状況や被災者等の意見・要望等を踏まえ、調整を行い、市対策本部に対して提案、提言、要望等を行う。また、市対策本部と連携・協力し、国及び兵庫県等に対して、要望等を行う。

### (2) 本部の設置

本部は、次に掲げる場合、議長が設置することができる。

- ア 自然災害等の発生により、市が市対策本部を設置し、全職員配備体制をとった場合。なお、風水害の基準は、水防指令第3号（大規模な風水害）、地震等（風水害を除く）の基準は防災指令第3号（市内で震度6強以上の地震など）の発令基準に相当するものとする。
- イ 武力攻撃事態等につながる事案が発生又は事態認定が行われ、市が国民保護警戒本部又は国民保護対策本部を設置し、全職員配備体制をとった場合
- ウ 危機事案（新型インフルエンザ等を含む）が発生し、市が危機管理計画に定める危機対策本部を設置した場合。なお、危機事案の基準は、西宮市危機管理計画に定める危機レベルの設定のうち、「レベル3（甚大な規模の危機）」（3段階中の最高レベル）の定義に相当するものとする。

エ その他、議長が本BCPの適用を必要と認める場合

### (3) 本部の組織

本部の組織は、次に掲げるとおりとする。

- ア 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。
- イ 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。
- ウ 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、議長に事故あるときは、本部長の職に就く。この場合、本部長となる副議長は、副本部長を指名することができる。
- エ 議長及び副議長ともに事故あるときは、議会運営委員会委員長、総務常任委員会委員長、建設常任委員会委員長の順に本部長の職に就く。この場合、本部長となる議員は、副本部長を指名することができる。
- オ 本部役員は、各会派の代表をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。
- カ 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除くすべての議員をもって充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。
- キ その他、必要な事項は、本部長が別に定める。

### (4) 本部の事務

本部の事務は、次に掲げるとおりとする。

- ア 本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部員及び関係者にその旨を周知する。
- イ 本部は、本部員の安否等の確認を行う。
- ウ 本部は、市対策本部から災害情報の報告を受け、本部員に情報提供を行う。
- エ 本部は、本部員からの情報を把握し、市対策本部に提供する。
- オ 本部は、必要に応じて被災地及び避難所等の調査を行い、調査から得た情報を市対策本部に提供する。
- カ 本部は、議会機能の早期回復のため、必要な協議を行う。
- キ 本部は、必要に応じて国及び兵庫県等への要望を行う。
- ク 本部は、市対策本部から本部としての判断を求められた場合、本部長、副本部長及び本部役員が協議の上、対処する。
- ケ 本部長は、副本部長及び本部役員との協議により本部員の参集を求める。
- コ その他、本部長が必要と認める事務を行う。

### (5) 本部員の役割

- ア 本部員は、自らの安否及び居所または連絡場所その他を本部に報告し、本部からの参集指示があった場合、これを最優先として速やかに対応できるように、連絡態勢を常時確保しておくとともに、本部より情報の提供を受ける。
- イ 本部員は、あらゆる手段（緊急告知ラジオ等）により、地域活動等を通じて、被



災地及び避難所等での災害情報の入手に積極的に努め、それを本部に報告する。  
またその真偽について慎重に判断するように努める。

ウ 本部員は、本部からの参集指示があるまでは、地域の一員として、市民の安全確保と応急対応など、被災地及び避難所等地域における諸活動に積極的に従事・協力する。

エ 本部員は、本部が設置されたときは、上記に関わらず本部員として本部の指示に従う。

#### (6) 市対策本部との関係

議員は、市の災害対策活動に対する市対策本部への要請及び提言並びに災害に関する問い合わせについては、本部を通じて行うものとし、市対策本部に直接連絡しないものとする。

#### (7) 参集・連絡方法

ア 本部を設置するような災害が発生した場合は、発災後3時間以内に議長及び副議長は、議会棟若しくはあらかじめ定めた場所に参集するよう努める。

イ 安否確認等の連絡手段として携帯情報端末（タブレット、スマートフォン）や電話が使用できない場合、議員は、発災3日目の午前10時までに本部に安否を知らせるよう努める。

#### (8) 議会事務局の対応

議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

ア 事務局職員は、自身やその家族の被災などによる場合を除き、災害発生後、速やかに登庁するものとする。

イ 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部への情報提供を行う。

ウ 事務局職員は、本部及び市対策本部の業務に従事する。

### 4 発災時の対応

本BCPを適用する災害が発生した際の各段階における議会、議員及び議会事務局は、別添「発災時の議会行動マニュアル」に基づいて、適切に対応するものとする。

### 5 業務継続マネジメントの推進

本BCPについては、想定すべき災害や災害対策に係る法令等の改正などに対応するため、次に掲げる内容について検討するほか、適宜必要な見直しを行う。

- (1) 災害等により議会棟が使用できない状況を考慮し、仮の参集場所として、六湛寺公園他複数箇所の設定
- (2) 発災時に議会が最低限機能するための備蓄物品等についての準備
- (3) 防災訓練・研修などの実施により得られた情報や課題等の反映

発災時の議会行動マニュアル

■発災時の議会行動マニュアル

	会議中		
	議場(議会棟)が使用不能		
	議会の動き	議員の動き	議会事務局の動き
当 発 日 災 3 当 時 日 間、	<p>【発災直後】</p> <p>①地震⇒シェイクアウト ②暫時休憩を宣告 ③緊急避難(六湛寺公園等) ④六湛寺公園に移動(禁足) ⇒市対策本部設置のため待機</p>	<p>①シェイクアウト ②緊急避難(六湛寺公園等)し、その場で待機</p>	<p>【発災直後】</p> <p>・けが人発生⇒応急措置、119番 ・傍聴人等の避難誘導 ・備蓄品、必要物品の持ち出し(可能な場合) ○六湛寺公園等に移動し、議員・職員の安否確認・被災状況等の収集</p>
当 日 4 時 間、 当 日 2 4 時 間	<p>【初期対応後、六湛寺公園等に参集】</p> <p>⑤本部設置 ・当日の残りの議事日程の実施判断 ・会期中の会議の実施判断 ⇒議決を急ぐ案件を除き、市当局の災害対応を優先し、本会議又は委員会は原則8日目以降に延期</p>	<p>③本部役員は本部役員会議で協議</p>	<p>○事務局長は市対策本部に出席し、全市の被災状況その他の情報を収集するとともに、事務局職員を統率。 ○職員は、事務局長と本部担当(2名を想定)を除き、災対議会局として人命救助活動に従事。</p>
2 後、 7 3 2 日 目(発 災)	<p>【本部役員会議終了後】</p> <p>⑥本会議を再開 散会(当日残りの議事を済ませる)又は延会する。 ※理事者は最小限となることを了承。 ※市長等が出席できない場合や再開の判断がつかない場合は、本会議を再開せず、流会扱いとすることも可能。 ⑦本部役員、本部員は解散</p>	<p>④会議に参加(六湛寺公園等) ⑤今後の連絡方法を事務局に伝達 ⑥解散 ⑦地元での情報収集・避難者支援等に従事</p>	<p>○本部役員会議終了後、職員家族の安否確認を指示。 ○翌日以降のローテーションを考慮し一部職員は帰宅。 ○人命救助活動に従事 ○翌日以降の本部設置場所を当局と調整。</p>
2 後、 7 3 2 日 目(発 災)	<p>【本部役員会議開催】</p> <p>・議会棟被害状況確認 ・本会議又は委員会開催可能な場所の確認 ・議決を急ぐ案件を除き、市当局の災害対応を優先し、会議は原則8日目以降とすることを確認</p>	<p>○本部役員は本部役員会議に参加 ○本部役員以外の議員は地元での活動に従事し、情報を適宜、本部へ連絡</p>	<p>○議会棟の被害状況の把握 ○本会議又は委員会開催可能な場所の調査、機器等の確保 ○本部業務に従事 ○人命救助活動に従事</p>
4 日 目 1 週 間	<p>【本部役員会議開催】</p> <p>・本会議又は委員会開催可能な場所の確認</p>	<p>○本部役員は本部役員会議に参加 ○本部役員以外の議員は地元での活動に従事し、情報を適宜、本部へ連絡 ○議会の動きに合わせて会議場所に参集</p>	<p>○本会議又は委員会開催可能な場所の調査、機器等の確保 ○本部業務に従事 ○災対議会局の防災活動に交替で従事 【事務局機能の回復】 ・議決証明書の発行</p>
8 日 目 以 降	<p>【会議開催の調整】</p> <p>①議会運営委員会を開催 ・本会議、臨時会の開催日程を調整。 ・閉会中の委員会の開催判断 ②本会議を開催 ・会期中の残りの議事を終わらせ閉会</p>	<p>○議会の動きに合わせて会議場所に参集</p>	<p>○本部業務に従事 ○議会の各種業務に従事 ○可能な体制で、引き続き防災活動に従事</p>

■発災時の議会行動マニュアル

	会議中		
	議場(議会棟)が使用可能		
	議会の動き	議員の動き	議会事務局の動き
当 発 日 災 3 当 時 日 間	<b>【発災直後】</b> ①地震⇒シェイクアウト ②暫時休憩を宣告 ③緊急対応 ④議員は控室待機(禁足) ※揺れが激しい場合は、六湛寺公園等に一時避難	①シェイクアウト ②緊急避難(六湛寺公園等)。 ③議会棟の安全確認後、控室で待機	<b>【発災直後】</b> ・けが人発生⇒応急措置、119番 ・傍聴人等の避難誘導 ○議会棟の被害状況を確認し、議員・職員の安否確認・被災状況等の収集。
当 日 4 時 間 、 当 日 2 4 時 間	<b>【初期対応後】</b> ⑤本部設置 ・当日の残りの議事日程の実施判断 ・会期中の会議の実施判断 ⇒議決を急ぐ案件を除き、市当局の災害対応を優先し、本会議又は委員会は原則4日目以降に延期	④本部役員は本部役員会議で協議	○事務局長は市対策本部に出席し、全市の被災状況その他の情報を収集するとともに、事務局職員を統率。 ○職員は、事務局長と本部担当(2名を想定)と会議が開催される場合の担当職員を除き、災対議会局として人命救助活動に従事。
	<b>【本部役員会議終了後】</b> ⑥本会議を再開 散会(当日残りの議事を済ませる)又は延会する。 ※理事者は最小限となることを了承。 ※市長等が出席できない場合や再開の判断がつかない場合は、本会議を再開せず、流会扱いとすることも可能。 ⑦本部役員、本部員は解散	⑤会議に参加 ⑥今後の連絡方法を事務局に伝達 ⑦解散 ⑧地元での情報収集・避難者支援等に従事	○本部役員会議終了後、職員家族の安否確認を指示。 ○翌日以降のローテーションを考慮し一部職員は帰宅。 ○人命救助活動に従事
2 後 7 3 2 日 時 目 間 ( 発 災	<b>【本部役員会議開催】</b>	○本部役員は本部役員会議に参加 ○本部役員以外の議員は地元での活動に従事し、情報を適宜、本部へ連絡	○本部業務に従事 ○市災対業務に従事 ○人命救助活動に従事
、 4 日 目 、 1 週 間	<b>【本部役員会議開催】</b> <b>【会議開催の調整】</b> ①議会運営委員会を開催 ・本会議、臨時会の開催日程を調整 ・閉会中の委員会の開催判断 ②本会議を開催 ・会期中の残りの議事を終わらせ閉会	○本部役員は本部役員会議に参加 ○本部役員以外の議員は地元での活動に従事し、情報を適宜、本部へ連絡 ○議会の動きに合わせて会議場所に参集	○本部業務に従事 ○災対議会局の防災活動に交替で従事 <b>【事務局機能の回復】</b> ・議決証明書の発行
8 日 目 以 降		○議会の動きに合わせて会議場所に参集	○本部業務に従事 ○議会の各種業務に従事 ○可能な体制で、引き続き防災活動に従事

■発災時の議会行動マニュアル

会議中以外(会期中の休会日、閉会中)			
議場(議会棟)が使用不能			
	議会の動き	議員の動き	議会事務局の動き
発災当日 3時以降		① 安全を確保 ② 安否を事務局へ連絡 (発災後1時間は職員参集のタイムラグがあることを考慮) ・メールまたは電話で発災2日目の午前中までに連絡する  <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; text-align: center;">                         正副議長は安全確認後、六湛寺公園等の指定場所に参集                     </div>	○自身と周辺の安全を確保した上で登庁。 (夜間・休日は発災後、1時間以内に登庁可能な職員を18名中、5名と想定) ○登庁した職員は、六湛寺公園等で議員及び職員の安否確認・被災状況等の収集。
当日4時以降 当日24時間			○登庁した職員のうち、最上位の者が市対策本部に出席し、全市の被災状況その他の情報を収集し、事務局職員を統率。 ○登庁した職員は、本部に出席する職員と連絡要員(計3名を想定)を除き、災対議会局として人命救助活動に従事。 ○議員及び職員の安否確認
	【翌日に会議が開催予定の場合】 議決を急ぐ案件を除き、市当局の災害対応を優先し、翌日の本会議又は委員会を延期(代替日未定)		○議員及び職員の安否確認、連絡 その他必要な業務に従事。 ○本会議又は委員会開催可能な場所等の確保について当局と調整
2日後 7月3日(発災) 2時	【本部役員会議設置】 ・議会棟被害状況確認 ・本会議又は委員会開催可能な場所の確認 ・議決を急ぐ案件を除き、市当局の災害対応を優先し、会議は原則8日目以降とすることを確認	○本部役員は参集 ○役員以外の議員は地元での活動に従事 ●2日目の午前中までに電話・メールなどで安否連絡ができない場合は徒歩で六湛寺公園等へ連絡に来る。連絡のない議員は事故のあったものとして扱う	(登庁可能な職員を10名と想定) ○登庁した職員は、すでに本部業務に従事中の職員と連携し、安否確認等の業務に従事。 ○本部長の指示を受け、本部の設置準備を行う。設置場所については、当局と調整。
4日目 1週間	【本部役員会議開催】 ・本会議又は委員会開催可能な場所の確認	○本部役員は参集 ○役員以外の議員は地元での活動に従事 ●2日目の午前中までに電話・メールなどで安否連絡ができない場合は徒歩で六湛寺公園等へ連絡に来る。連絡のない議員は事故のあったものとして扱う ○議会の動きに合わせて会議場所に参集	(登庁可能な職員を14名と想定) ○本会議又は委員会開催可能な場所の調査、機器等の確保 【事務局機能の回復】 ○議決証明書の発行 ○本部に5名あて、安否・被害状況を取りまとめ、報告。 ○災対議会局の防災活動に4名あて、交替で従事。
8日目以降	【会議開催の調整】 ①議会運営委員会を開催 ・本会議、臨時会の開催日程を調整 ・閉会中の委員会の開催判断 ②本会議を開催	○議会の動きに合わせて会議場所に参集	○本部役員会議で、各種情報等を報告。 ○本部長の指示を受け、議会の各種業務に従事。 ○可能な人数で市防災活動に従事。

■ 発災時の議会行動マニュアル

会議中以外(会期中の休会日、閉会中)			
議場(議会棟)が使用可能			
	議会の動き	議員の動き	議会事務局の動き
当 日 3 時 間		① 安全を確保 ② 安否を事務局へ連絡 (発災後1時間は職員参集のタイムラグがあることを考慮) ・メールまたは電話で発災2日目の午前中までに連絡する  正副議長は安全確認後、六湛寺公園等の指定場所に参集	○自身と周辺の安全を確保した上で登庁 (発災後、1時間以内に登庁可能な職員を18名中、5名と想定) ○登庁した職員は、庁舎の被害状況を確認し、議員及び職員の安否確認・被災状況等の収集。
当 日 4 時 間 ～ 当 日 2 4 時 間			○登庁した職員のうち、最上位の者が市対策本部に出席し、全市の被災状況その他の情報を収集し、事務局職員を統率。 ○登庁した職員は、本部に出席する職員と連絡要員(計3名を想定)を除き、災対議会局として人命救助活動に従事。 ○議員及び職員の安否確認
	【翌日に会議が開催予定の場合】 議決を急ぐ案件を除き、市当局の災害対応を優先し、翌日の本会議又は委員会を延期(代替日未定)		
2 後 7 3 2 日 目 ～ 発 災	【本部役員会議設置】 ・議決を急ぐ案件を除き、市当局の災害対応を優先し、会議は原則4日目を以降とすることを確認	○本部役員は参集 ○役員以外の議員は地元での活動に従事 ●2日目の午前中までに電話・メールなどで安否連絡ができない場合は徒歩で六湛寺公園等へ連絡に来る。連絡のない議員は事故のあったものとして扱う	(登庁可能な職員を10名と想定) ○登庁した職員は、すでに本部業務に従事中の職員と連携し、安否確認等の業務に従事。 ○本部長の指示を受け、本部の設置準備を行う。
4 日 目 ～ 1 週 間	【本部役員会議開催】  【会議開催の調整】 ①議会運営委員会を開催 ・本会議、臨時会の開催日程を調整 ・閉会中の委員会の開催判断 ②本会議を開催	○本部役員は参集 ○役員以外の議員は地元での活動に従事 ●2日目の午前中までに電話・メールなどで安否連絡ができない場合は徒歩で六湛寺公園等へ連絡に来る。連絡のない議員は事故のあったものとして扱う ○議会の動きに合わせて会議場所に参集	(登庁可能な職員を14名と想定) 【事務局機能の回復】 ○議決証明書の発行 ○本部に5名あて、安否・被害状況を取りまとめ、報告。 ○災対議会局の防災活動に4名あて、交替で従事。
8 日 目 以 降		○議会の動きに合わせて会議場所に参集	○会議役員会議で、各種情報等を報告。 ○本部長の指示を受け、議会の各種業務に従事。 ○可能な人数で市防災活動に従事。

## 備考

### 【本部の運営】

- 会議内容は、原則、各本部役員がメモ等を取り、本部役員が同じ会派の本部員に伝達する。無所属議員に対しては、事務局が無所属の年長議員に伝達し、当該議員から他の無所属議員に伝達する。
- 録音は行うが、当面、会議録は作成しない。
- 次第書の作成は行わない。
- パソコン等の機器が使用できるようになるまでは、資料等の配付は行わない。

### 【議会事務局職員の指揮命令系統】

- 議会事務局長は、発災時において職員を指揮監督する。局長に事故があるときは、登庁した職員のうち最上位の職位の者がその職務を代行する。なお、最上位となる者が複数となる場合には、経験年数や年齢等を考慮して当面の指揮者を定める。

### 【本会議】

- 本会議場及び機器が復旧、人員体制が確保できるまでは、インターネット中継は行わない。
- 速記士の配置を省略し、録音データによる反訳で対応する。

### 【議会運営委員会】

- 録音は行うが、委員会記録の作成は事務局機能が概ね回復してからとなる。

### 【備蓄物品】

- 録音機器、ハンドマイク、乾電池など、会議開催に必要な最低限の機器は、災害時に持ち出しやすい状態にしておく。
- 屋外での本部会議を想定し、議会对応用テント(10人程度)を準備しておく。

### 【その他】

- 議員に配布しているタブレットを情報伝達手段として有効利用すること。
- 議員もしくは会派等としての政策提言は、必ず本部長に相談のうえ、対応を決めること。
- 発災時の議会行動マニュアル中、「会議中」とは、本会議、常任委員会等の開催中を想定しており、会議に出席している議員は会議中を参照し、会議に出席していない議員は、会議中以外を参照すること。
- 発災時の議会行動マニュアル中、「本部役員会議」とは、西宮市議会災害対策支援本部が開催する本部役員の出席する会議のことを指している。



## 通年会期について

### 1 提案内容

通年会期制を採用している市は、平成 27 年 12 月末日時点で、全国 813 市のうち 27 市(約 3.3%)とまだ少ない。本市議会では常任委員会を月 2 回開催したり、議会運営委員会も多数開催し、検討会議もあるなど、実質的には通年会期制と同じくらいの状況になっている。導入に賛成又は反対という立場からの提案ではなく、通年会期制を導入した場合、請願・陳情をいつでも受け付けて、すぐに審議できるといったメリットなどが考えられるため、そういった詳細なところも含め、本検討会議で研究したい。

(提案会派：市民クラブ改革)

### 2 協議の概要

#### (1) 通年会期の概要

まず、通年会期制について、2種類の制度・運用がある旨、事務局から説明がありました。

#### 《地方自治法第 102 条の 2 による通年会期\*》

平成 24 年 9 月の地方自治法改正により規定された制度で、定例会及び臨時会とはせずに、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる制度。この制度を採用した場合、招集は 4 年に 1 回(改選後)となり、会期決定の議決は不要となる。また、定期的に会議を開く日(定例日)を条例で定めておかなければならない。

【採用事例】 8 市(平成 28 年 12 月末現在)

久慈市、福島市、柏崎市、厚木市、常総市、鳥羽市、小松島市、三好市

#### 《地方自治法第 102 条第 2 項による運用(通年議会\*)》

定例会の回数を条例で年 1 回と定め、招集の際に会期を 1 年間と議決することで、実質的に通年の会期とする運用。法改正(第 102 条の 2)以前から運用されており、法改正以後も当該運用を採用した市が複数ある。

【採用事例】 21 市(平成 28 年 12 月末現在)

京都市、相模原市、金沢市、四日市市、大津市、枚方市など

\* 以下、2種類の制度・運用を区別するため、法第 102 条の 2 による制度を「通年会期」、法第 102 条第 2 項による運用を「通年議会」と記載します。



(2) 通年会期と通年議会の研究

通年会期と通年議会の比較について事務局から説明がありました。

	現行	通年会期 (法 102 の 2)	通年議会 (法 102②)
定例会・臨時会の招集	年 4 回	4 年に 1 回 (改選後の 1 回)	年 1 回
会期決定	年 4 回 (招集の際、会期を決定)	会期決定は不要 (条例で会期を定め、始期の到来により招集されたとみなされる。)	年 1 回 (招集の際、会期を翌年の招集日前日までとすることを決定)
定例日の設定 (法 102 の 2 ⑥)	—————	「定例日」(定期的に会議を開く日)を条例で定めなければならない。	—————
長及び委員等の議場出席義務 (法 121①)	議場出席義務が適用される。	議場出席義務は、「定例日に開かれる会議」に限定される。	議場出席義務が適用される。

【その他】通年会期、通年議会では、閉会期間がなくなるため、「副議長の辞職」(法 108)、「議員の辞職」(法 126)、「議員派遣」(会規 128)、「委員の選任、所属変更」(委条 6)、「議会運営委員及び特別委員の辞任」(委条 12)等は、必ず本会議を開催し、会議に諮って決定する必要がある。

また、他市で研究が行われた際にまとめられた通年会期と通年議会を導入する場合のメリット、デメリットについて事務局から紹介がありました。

メリット (効 果)	デメリット (反対論)
<p>①長の招集でなく議長権限により本会議を招集できる。</p> <p>②十分な審査時間が確保され、監視機能、政策立案機能等の議会機能が強化、議会運営の充実・活性化が図られる。</p> <p>③専決処分がなくなる。</p> <p>④緊急の案件に迅速に対応できる。</p> <p>⑤通年議会の導入により、議員が1年中活動していることを市民に知らしめる。</p> <p>⑥委員会活動が充実する。案件の審査をいつでもできるようになる。</p> <p>⑦多様な層の住民の意見を反映できる。</p> <p>⑧執行機関が必要に応じて議案を提出できる。</p>	<p>①議会の求める臨時会の招集を知事が拒否した事例はない。(長崎県議会)</p> <p>②弾力的な運営が難しく、執行部のスケジュールを縛り、行政事務や住民サービスの低下を招く。</p> <p>③専決処分は乱発されていない。</p> <p>④専決処分がなくなれば、自然災害時に議会対応を優先するあまり、現場対応が後回しになる場合がある。(長崎県議会)</p> <p>⑤地域活動も重要な職務であり、通年議会導入に伴う制約が危惧される。</p> <p>⑥委員会の継続調査、臨時会の招集請求の方が効果的である。</p> <p>⑦地方議会は、委員会中心の論議、審議であり、いつでも本会議を開くことができる通年議会制を採用する実益は少ない。</p>

\* 千葉市議会第5回議会改革推進協議会資料(平成25年10月30日)より抜粋

### (3) 導入している市の運用状況

通年会期、通年議会を導入している市の運用状況（通年会期：福島市、厚木市、鳥羽市、柏崎市、通年議会：金沢市、相模原市、四日市市、枚方市、京都市、大津市を調査）について、事務局から説明がありました。

#### ○定例会議の回数（集中審議期間）

京都市では、従前の定例会4回に加え、4月・7月にも短期間の定例会議が開催されている。他の市議会は年4回で導入前と変わっていないとのことだった。

#### ○定例会議以外の回数（臨時会議）

福島市、鳥羽市、柏崎市では、年2回から5回程度開催されているとのことだったが、他の市議会は、基本的に開催されていない（年に1回あるかどうか）とのことだった。

#### ○請願・陳情の審査

柏崎市では、通年会期導入により随時審査となっているが、陳情は報告のみで審査されておらず、請願についても実際には定例会議中以外に委員会付託した事例はないとのことだった。他の市議会は、定例会議中の審査のみで従前と変更はなかった。

### (4) 導入に関する意見

上記の説明を受けて、各委員から「実質的に西宮市議会でも通年会期・通年議会に近いことを実施してきている。現状では、通年という形を取り入れることはまだ必要ないのではないか」、「通年会期・通年議会によってできること、例えば請願を受理してすぐに審査できる形ということについて、本市議会ではどうすればできるようになるのかを継続して研究したい」などの意見が出されました。

## 3 協議の結果

上記のとおり協議を行った結果、提案会派からは「市民に開かれた議会となるように、請願・陳情が1か月以内には審査して結論が出るような、そういうことを研究していくということで、この場は一旦議了が良い」との意見が出されました。今後さらに議会が活性化し、機動的に議決する機能が必要となった際には、その過程の中で更に議論を深めていけるよう、それぞれで研究を進めていくということとなり、本件は、平成29年12月20日の本検討会議で議了となりました。

以 上

## 常任委員会の数について

### 1 提案内容

今任期から所管を細分化して、より詳細に審査するという趣旨で5常任委員会となった。それにより審査内容は充実したのか、所管部局の見直しや審査時間の偏りは4常任委員会でも所管を変えればできたのではないかという観点から、効果検証を行う必要があるのではないか。また、常任委員会の構成人数は適切なのか、委員長のなり手という観点からも4常任委員会に戻すべきではないか。

(提案会派：会派・ぜんしん)

なお、協議に入る前に、提案会派から、本件と課題事項「会派の人数要件」は、一部提案趣旨が重なるところがあるため、一体で協議していただきたいとの申し出がありました。協議の結果、議会運営委員会からの諮問のとおり、別々に協議することとなりました。

### 2 協議の概要

#### (1) 4常任委員会から5常任委員会になったことの検証

提案会派から、「委員長になると委員会を円滑に運営するという趣旨から発言機会が少なくなり、そういうこともあって、実際に今年度の役選でも1つの常任委員会でスムーズに委員長が決まらなかった」、「会議体の数が増えた分だけ事務局の負担が増えている」、「5常任委員会とすることで議論が活発化したのかということについて、今年の委員会の状況から発言回数を調べてみたが、必ずしもそういった結果になっていないのではないかなど」の意見が出されました。

委員からは、「委員長のなり手の問題は、4常任委員会になった場合も副委員長を含めて影響は2人であるし、影響は小さい。むしろ、委員長をやることで学べることは非常に多く、多くの人に経験してもらうべきである」、「会議体が増えていることは、活発な議会の流れだと思う。事務局の業務に合わせて委員会での議論を縮小していくのはいかがなものか」、「審査時間が長ければ良いのか、発言回数が増えれば良いのかなど、活性化の判断は非常に難しい。しばらくは5常任委員会を続けていかないと結論はでないと思う」などの意見が出されました。

#### (2) 4常任委員会とした場合の所管部局の割り振り、審査時間

提案会派から、4常任委員会とする場合の案(所管部局の割り振り等)が提示され、5常任委員会の目的であった所管部局の見直しや審査時間の偏りなどは、これらの案でも特に弊害なく行えること、また、各常任委員会において委員数が増えることで、色々な意見が出ることによって審査が深まるのではないかと説明がありました。

一方、委員からは、「今期から5常任委員会をスタートし、その検証が必要。提案会派の案からは、5で何が悪いのか、なぜ4に戻さなければならないのかが見えてこない。目下取り組むべきは、今の5常任委員会でのバランスを協議すべきではないか」、「審査時間は、一生懸命勉強して議論が深まれば長くなるのは当然であり、平準化よりも本質的な議会の

活性化の議論をすべきではないか」などの意見が出されました。

### (3) 常任委員会の活性化についての検証

(1) 及び (2) の議論を踏まえて、座長から、議会改革特別委員会（平成 26 年度）で 5 常任委員会とすることに合わせて、常任委員会の活性化に資するため、改善に取り組むべきとなった事項が、その目的どおり運用されているのか、常任委員会をさらに活性化させるためにはどうすべきか、また、常任委員会運営ガイドラインの見直しの必要はないかについて検討すべきではないかとの提案を行いました。提案会派並びに他の委員の同意を得て、本件の協議を進めることとなりました。

#### 【常任委員会活性化の検証内容】

##### 《発言のない委員へ委員長が発言を促すこと》

実際に委員長から発言が促されているのかについて、事務局でもそのような事例を把握しており、委員からも自身が委員長の際には行っていたとの意見があったため、今後更に進めていくためには、毎年 6 月に開催している正副委員長説明会でより詳細に周知していくべきとの意見でまとまりました。

##### 《反問権、反論権の活用を促す（環境づくり）》

当時の議会改革特別委員会でも詳細な部分までを決めるには至っておらず、反論権の明確な線引きは難しいことから、当局における「建設的意見を述べる権利」が確保されるよう、委員長が議事整理権の中で促していくべきということで本検討会議の意見がまとまりました。

##### 《施策研究テーマの強化》

座長から「施策研究テーマの報告書（提言）を当局に提出した後、一部の事例を除き、現状では当局からの提言に対する回答は得られておらず、その施策がどうなったか、予算に反映されたかなどを確認する流れが必要ではないか」との問題提起を行いました。

協議の中では、「ある程度、方向性を委員会で一致させておかなければ、当局も回答が難しいのではないか」、「ガイドラインで目安となっている 5 月に提言を行った場合、当局の予算編成のスケジュール上、次年度予算にも反映が難しい場合がある」、「すべてのテーマを回答までセットにすると、堅苦しいテーマになりがちであるため、委員会の自主性を重んじるべき」などの課題も挙げられ、協議した結果、本検討会議における改善案（「協議の結果」に記載）がまとまりました。

## 3 協議の結果

上記のとおり協議を行った後、平成 30 年 4 月 25 日の本検討会議で改めて常任委員会の数を 5 から 4 に戻すべきかを協議しましたが、意見の一致を見ず、本件は議了となりました。

なお、本件は常任委員会の数をテーマとして議論が始まりましたが、議会の活性化が最も重要であるので、議会改革特別委員会で当時議論された項目を改めて検証しました。その結果、常任委員会活性化の提言として、下記のとおりまとめました。

## 【常任委員会活性化の提言】

### 《施策研究テーマについて》

- 施策研究テーマが新年度予算に直結する内容（当局において実施計画に計上するなど、特段の予算措置が必要な事業）である場合は、正副委員長が当局と調整の上、委員会で報告書（提言）の提出時期を早めるとともに、提言に対する当局の回答を求めること。
- 上記以外のテーマであっても、必要に応じて当局の回答を求める場合は、報告書の提出時期を早めるなど、早い段階から委員会で協議し、正副委員長が当局と調整しておくこと。
- 提言に対する当局の回答は、自主的なものであり、回答の有無及び回答の時期は当局の判断によるものであること。（現委員の任期中に回答が得られない場合があることに留意する。）
- 当局の回答は、施策研究テーマの報告書(提言)とともに、ホームページで公開すること。

### 《反問権、反論権の活用を促す環境づくりについて》

反問権、反論権の活用を促す環境づくりの一つとして、議論が行き詰まり平行線となっているときには、委員長が可能な範囲で議事整理権を行使して、建設的な意見を当局に求めることができること。

### 《正副委員長説明会で周知すべき事項》

- 正副委員長が趣旨等を理解し、発言のない委員に委員長が発言を促すことについて、更に進めていくこと。
- 正副委員長が委員会運営を行う中で、課題や悩みがある場合は、適宜、議長に相談・報告するようにすること。

以 上

## 市議会議員にかかる資産公開条例制定について

### 1 提案内容

本市議会では、議会の透明化を確保するため、「政務活動費運用に関する手引き」を作成するなど、これまで改革を進めてきた。今後さらに透明性を確保するという観点から、議員の資産公開条例を制定すべきではないか。

また、近隣市及び中核市の事例を調べた中では、過去の不祥事を契機に制定された例が多くなっていたが、資産公開を議員全員に義務付けている市や任意としている市、また、政治倫理に関する条例の中で資産公開を行っている市などもあり、そういったことも研究しながら条例化に向けた検討を行いたい。

(提案会派：公明党議員団)

### 2 協議の概要

#### (1) 資産公開条例について

委員から、「公開する範囲外のところに資産を移した場合など、有効性があるのか疑問」、「個人情報に正確に取扱われない可能性があり、慎重に取扱うべき」などの意見が出されました。また、別の委員からは、平成 10 年 12 月定例会に政治倫理条例（資産公開の規定を含むもの）を提案し、賛成少数で否決になったが、政治倫理条例の中に資産公開を含めたものを検討する必要がある旨の意見が出されました。

これらの意見を踏まえ、提案会派から「まずは政治倫理の条例の検討を深め、その中で資産公開の規定の取扱いを議論していただきたい」との提案があったため、今後の進め方について協議を行った結果、以降は政治倫理条例の制定をベースに議論を進める中で、資産公開の取扱いを協議することとなりました。

#### (2) 政治倫理条例の検討について

議員等の責務、政治倫理基準など、政治倫理条例に盛り込むべき項目について検討を行いました。

協議の中では、審査申出を受けたときに、その適否を議会運営委員会に諮問するかどうか、審査会の委員構成、政治倫理条例の中に資産公開に関する規定を設けるかどうかについて意見が分かれていましたが、意見の多かったものを採用し、草案として取りまとめました。

### 3 協議の結果

上記のとおり協議を行った結果、本検討会議において、**別紙 3**「西宮市議会議員政治倫理条例（草案）」を作成しました。なお、草案については、今後、議会運営委員会で協議を行った後、法制面での確認等を行うものであること、及び条例の施行にあたり施行規程のほか審査会の設置要綱等について、検討が必要であることを申し添えます。

本件は、平成 30 年 5 月 28 日の本検討会議で議了となりました。

以 上

**\* この条例草案は、多数の意見を取りまとめたものであり、  
引き続き検討が必要です。**

**西宮市議会議員政治倫理条例【草案】**

(目的)

第1条 この条例は、西宮市議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、市民に信頼される議会づくりを進め、市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、住民全体の代表者として、市政に携わる自らの役割を深く自覚し、その使命の達成に努めるとともに、次条に規定する政治倫理基準を遵守しなければならない。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、その疑惑を解明するように努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 政治倫理基準は、次に掲げる事項とする。

- (1) 住民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 常に住民全体の利益のみをその指針として行動するものとし、その地位を利用して、いかなる金品をも授受しないこと。
- (3) 市職員の採用、昇任又は人事異動に関し、影響力を行使しないこと。
- (4) 市(市が外郭団体と位置付けている団体を含む。以下この号において同じ。)が行う許可又は認可、請負その他の契約等に関し、特定の個人、法人、団体等のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするよう、市の職員への働きかけをしないこと。

(審査の申出)

第4条 議員は、政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の定数の8分の1以上で、かつ、2以上の会派(所属議員数が3人以上の会派に限る。)に所属する議員の連署をもって、その代表者(以下「議員による審査申出の代表者」という。)から議長に対し、審査を申し出ることができる。

2 議員の選挙権を有する者(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。)は、政治倫理基準に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の選挙権を有する者の総数の50分の1(地方自治法第74条第5項の規定により告示された数とする。)以上の者の連署をもって、その代表者(以下「市民による審査申出の代表者」という。)から議長に対し、審査を申し出ることができる。この場合において、連署に係る署名は、審査の申出をした日前1か月以内に行われたものでなければならない。

- 3 前2項の規定による審査の申出をしようとする者は、審査申出書に政治倫理基準に反する疑いがあることを証する書類等を添えて議長に提出しなければならない。
- 4 議長は、市民による審査申出の代表者から前項の規定による審査申出書等の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査申出書に署名した者が選挙人登録名簿に登録された者であることの確認を求める。
- 5 議長は、前項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、第2項に規定する要件を満たしていると認めるときは、その旨を市民による審査申出の代表者に通知する。
- 6 議長は、第4項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、第2項に規定する要件を満たしていないと認めるときは、その旨を市民による審査申出の代表者に通知する。

(審査申出の適否)

第5条 議長は、前条第1項による審査申出を受けたとき、又は前条第5項による通知を行ったときは、当該審査申出の適否について議会運営委員会に諮問する。

- 2 審査の申出の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）が議会運営委員会に所属する議員のときは、その審査に加わることができない。
- 3 議会運営委員会は、第1項の規定による審査を終えたときは、その結果を議長に報告する。

(審査会の設置等)

第6条 議長は、議会運営委員会から審査をすることが相当であるとの報告を受けたときは、西宮市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(政治倫理基準違反の審査)

第7条 審査会は、政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。

- 2 審査会は、前項の規定による審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告する。
- 3 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、議員による審査申出の代表者又は市民による審査申出の代表者及び審査対象議員に対し審査の結果を通知するとともに、その内容を公表しなければならない。

(審査会による意見聴取等)

第8条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査対象議員、審査の申出をした者、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

- 2 審査対象議員は、前項の規定による要求があったときは、これに応じなければならない。

(弁明の機会の付与)

第9条 審査対象議員は、審査会の会議に出席し、書面又は口頭により弁明することができる。

(審査会の組織)

第10条 審査会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者につき議長が委嘱し、又は指名する。

(1) 学識経験者 5人以内

(2) 議員 2人

- 3 委員の任期は、第13条第1項に規定する議長への報告が終了するまでとする。ただし、議員である委員は、その職を失ったときは、その任期を終了したものとする。



- 4 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は、審査会を代表し、議事その他会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第 11 条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に開かれる会議は、議長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(守秘義務等)

第 12 条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も、同様とする。

- 2 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(その他の事項)

第 13 条 この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議員定数について

### 1 提案内容

過去の議会改革特別委員会でも、議員定数に対する明確な考えや基準は存在しないという意見が多かった。議員定数を減らす理由には、経費面・他市比較・面積・人口など色々と考えられるが、どれも決定的な物差しにはなり得ない。確実に言えることは、平成28年6月定例会から計6回の定例会は議員40人で行われており、そこで何か不都合が発生していないのであれば、運営できることが実証されているため、現時点では40人が適切な人数といえるのではないかと。（提案会派：会派・ぜんしん）

議員定数を考える上で、明確な基準が見当たらないというのは、会派・ぜんしんと同様である。論点とするのは、ここ2年、40人で議会運営に不都合がなかったという点と、できるだけ議員の数を減らしながら機能的にやってもらいたいというのが民意であり、現状の40人が妥当であると考えている。（提案会派：維新プラス※）

※平成30年4月8日付で会派解散により、同日付で委員は辞任しています。

### 2 協議の概要

#### （1）議員定数を減らすこと

委員からは、「定数が少ない方が良いということを前提にするのではなく、市民にとって何が良いかを考えるべき」、「西宮市は人口も増えているため、市民の声を議会に反映させるためには、むしろ定数を増やすべきではないか」、「議員40人で不都合がなかったのか、検証すべきである。議員一人が欠員であることで市民の意見がどれくらい反映できていなかったのかをしっかりと検証すべきではないか」、「人口規模で他の中核市と比較した場合も、西宮市は議員定数が少ない」などの意見が出されました。

次に、他市との比較材料として提案会派から提示された、議員報酬と議員定数をもとにした比較資料や、普通会計歳出に占める議会費の比較資料などをもとに協議を進めましたが、意見の一致を見ませんでした。

これらの協議を踏まえ、提案会派から、次の意見を付して議了の申し出がありました。

- 基準がないなどの根拠として比較できるデータを提示したが、それも基準にならないということだったため、これまで削減してきた際と同様に定数は40人とすべきと考える。他市では議長が常任委員会に所属していたり、副議長が一般質問をしている議会もあるため、議員1人分の声を議会に上げるということであれば、そういった対応も可能である。また、定数削減に反対の会派からは、明確な根拠に基づいた意見や対案も出なかったため、これ以上議論しても平行線であるため、検討会議では議了にさせていただいて、今後条例案を出すなどを考えたい。
- 根拠は様々ある中で、これという決め手がないため、西宮市議会では欠員が出たときは、その数でいけるのではないかとということで定数削減を決めてきている。議員が減っても、例えば諮問機関を置くなどにより議会力を上げていくことを提案したが、議論が進まなかったため、このことはまた別の機会に譲り、本件は議了で構わない。

## （２）適正な議員定数

提案会派から議了の申し出がありましたが、座長から、本市の人口が増えている中で、西宮市議会として最低限必要な議員数の尺度、求め方を持っておく必要があります、この基準が無ければ議員定数見直しの議論が今後も続いていくのではないかとの提案を行い、各委員が「西宮市議会としての適正な議員数」を用意することとし、下記のような意見が出されました。

### 【西宮市議会としての適正な議員数】

《36人以上》（無所属）

- 1万人に1人という考え方とともに地方交付税制度の中の議会費の考え方が48万7850人から補正された36万8815人が算定の根拠となっているため、最低でも36人以上は必要と考える。ただし、地方交付税の考え方が議員定数の考え方にあてはまるのかという議論が必要である。

《40人》（2会派）

- これまで定数が削減された際と同様、予算審議、決算審議も含めた1年以上の期間、40人の議員のもとで議会が運営されており、特段の支障がないことから、40人が適正な定数と考えている。
- 民間のシンクタンクを使うことにより議員の調査力をさらに高めることで、議員定数を減らすことも可能。

《41人》（2会派）

- 人口比率や他の中核市の財政面も比較し、市域の面積等も考慮すべき。議員は多い方が多様な意見を反映できるが、他中核市との比較において財政負担の可能な範囲で最大数とすべきである。
- 4期16年で3回・7人の減となっており、結果として中核市の人口比で考えると少ない方の上位となっており、当面は41人を踏襲したい。しかし、将来的には議長のあり方次第では若干柔軟性を有するところがある。議員数の求め方に関しては、集中専門型か多数参画型を決めて議論を進めてはどうか。

《41人又はそれ以上》（無所属）

小学校区と同じ数と考えるのも合理性があるが、議員は地域代表という側面だけではない。人口1万人あたり1議席というのも分かりやすいが、例えば職員数（正規、非正規）や、決算数値の中の基準財政需要額などから算出するなども考えられる。そもそも議員の仕事とは何かという前提の議論が必要である。

《46人》（1会派）

地方自治法の旧の条文（第91条第2項）では、人口30万人以上50万人未満の市は上限が46人となっている。議員定数を条例で定めるようになって以降、議員数が減らされてきたが、市民の声を代弁することや議会のチェックができていないとは思えず、定数削減は慎重に考えるべきである。

《適正といえる方式は考えらない》（1会派）

前回、定数を41人に減らした際には、タブレット等の経費を捻出するという理由のもとに賛成したが、何も問題が起こっていないから削減という論には立っておらず、今回は削減する理由が見当たらない。

### **3 協議の結果**

協議の結果、議員定数の見直しについては意見の一致を見ず、提案会派から議了の申し出があり、適正な議員数について協議を行った後、本件は、平成30年2月19日の本検討会議において議了とすることとなりました。

以 上

## 会派の人数要件について

### 1 提案内容

会派については、地方自治法に定めはなく、本市では西宮市議会基本条例施行規程で定めている。他市では、議会運営委員会に委員を出せる「交渉会派」と「会派」を分けて取り扱っているところがあるが、本市の条文を読んでも交渉会派と会派の位置付けが明確になっていない。そして、本市における会派の人数要件は3人以上となっているが、仮に常任委員会の数が4となり、会派の人数要件が4人以上となれば、会派として全ての常任委員会に所属することができるようになる。また、議員が議案を提出しようとする場合には、地方自治法で議員定数の12分の1以上（本市議会では4人以上）の賛成者が必要であり、そのようなことから会派の人数要件を4人以上としてはどうか。

(提案会派：会派・ぜんしん)

なお、協議に入る前に、提案会派から、本件と課題事項「常任委員会の数について」は、一部提案趣旨が重なるところがあるため、一体で協議していただきたいとの申し出がありました。協議の結果、議会運営委員会からの諮問のとおり、別々に協議することとなりました。

### 2 協議の概要

委員からは「過去にも、会派の人数要件を4人にすべきということが議論されたこともあり、交渉会派は4人、会派は1人からということも今回検討してみてもどうか」、「会派を組むことで、当局から議員への伝達が容易になるなどの利点があり現状が良いとは思いますが、議員が議案を提出することは大切な役割であるため慎重に議論したい」、「会派の人数要件は現状のままで良いが、1人会派のことも議論してはどうか」、「会派としての考えに縛られず、自分の考えで細かいことが判断できるように、会派の人数要件は少ない方が良いのではないか」などの意見が出されました。

次に、委員からの意見を踏まえて、本市議会における会派の人数要件について、「交渉会派」と「会派」、「1人会派」といった観点も含めて協議しました。

協議の中では、会派の人数要件が4人となった場合に影響を受ける現状3人の会派の委員に対し、座長から意見を求めたところ、当該委員からは「結果的に会派が組めなくなってしまふことがあったとしても、その方が議会にとって良いのであればそちらに乗ろうという話をしている」との説明がありました。

人数要件については、各委員から「以前に協議したときの議会の状況では、会派から議案を提出することはほとんどない状態だったが、今、議会がそういう空気になるのであれば、4人にする根拠は十分にあるため、柔軟に話し合っていきたい」、「3人のままで不都合は何も感じておらず、4人にする必要性も全く感じていないため、現状のままで良い」、「提案会派からの説明では、4人にする根拠が少し見えない。議員提出議案の提出要件が4人であれば、4人の会派を作るための努力をするというのも一つの考えではないか」、「2人会派でも良いと思うが、代表質問や一般質問を負担なくできるということから現状の3人で良い。4

人になると無所属議員が増える恐れがある」などの意見が出されました。

また、1人会派については、無所属の委員から「代表質問ができなかったり、議会運営委員会に出席できなかったとしても、今回のように検討会議で意見を言えたり、特別委員会にも出られる機会があると良いし、1人会派もあって欲しい」との意見が出され、他の委員からは「今回の課題事項とは別に、具体的な項目を挙げて、また話し合えばよい」、「交渉会派ではなく、視察に行った際や出退庁表示などで1人会派を名乗ったりするのは良いのではないか」、「交渉会派は3人のままで、会派は2人からでも良いのではないか」などの意見が出されました。

一方、平成29年12月20の本検討会議において、提案会派から、一定の協議を行ったが、意見の一致を見なかったため、議了していただいて構わないとの申し出がありました。

### **3 協議の結果**

協議の結果、上記のとおり提案会派から議了の申し出があったため、各委員に諮り、本件は平成29年12月20日の本検討会議で議了となりました。

以 上

# 資 料

## 議会運営の課題に関する検討会議 委員名簿

	議員名
座 長	山田 ますと (公明党議員団)
副 座 長	河崎 はじめ (市民クラブ改革)
委 員	一色 風子 (無所属)
委 員	大石 伸雄 (政新会)
委 員	佐藤 みち子 (日本共産党西宮市会議員団)
委 員	山口 英治 (公明党議員団)
委 員	わたなべ 謙二郎 (会派・ぜんしん)
委 員	福井 浄 (維新プラス) ※平成30年4月8日付で会派解散により、同日付で委員を辞任 しています。

## 開催日及び協議事項

回	開催日	協議事項	会議 時間	開閉 時刻
1	平成29年7月7日	1 正副座長の互選 2 委員席について 3 本検討会議の運営について 4 その他	0:25	16:11 16:36
2	平成29年7月27日	1 本検討会議の運営について 2 その他	0:40	9:59 10:39
3	平成29年8月15日	1 災害時の議会BCPの再構築について 2 政務活動費の事後精算方式への見直しについて 3 議長任期、監査委員任期についてのうち議長任期について 4 政務活動費の按分(ガソリン代・携帯電話代)の見直しについて	1:57	14:58 16:55
4	平成29年8月30日	1 災害時の議会BCPの再構築について 2 政務活動費の事後精算方式への見直しについて 3 政務活動費の按分(ガソリン代・携帯電話代)の見直しについて 4 議長任期、監査委員任期についてのうち議長任期	1:50	13:00 14:50
5	平成29年9月20日	1 災害時の議会BCPの再構築について 2 政務活動費の事後精算方式への見直しについて 3 政務活動費の按分(ガソリン代・携帯電話代)の見直しについて 4 議長任期、監査委員任期についてのうち議長任期	2:00	14:59 16:59
6	平成29年10月6日	1 政務活動費の事後精算方式への見直しについて 2 政務活動費の按分(ガソリン代・携帯電話代)の見直しについて 3 議長任期、監査委員任期についてのうち議長任期 4 災害時の議会BCPの再構築について	2:02	9:59 12:01

回	開催日	協議事項	会議時間	開閉時刻
7	平成29年10月30日	1 政務活動費の事後精算方式への見直しについて 2 議長任期、監査委員任期についてのうち議長任期 3 災害時の議会BCPの再構築について 4 その他	1:25	9:59 11:24
8	平成29年11月10日	1 前期協議事項にかかる議長への報告書記載内容の確認について 2 常任委員会の数について 3 議員定数について 4 会派の人数要件について 5 通年会期について 6 市議会議員にかかる資産公開条例制定について	1:47	10:00 11:47
9	平成29年11月21日	1 常任委員会の数について 2 議員定数について 3 会派の人数要件について 4 通年会期について 5 市議会議員にかかる資産公開条例制定について	2:02	14:58 17:00
10	平成29年12月20日	1 常任委員会の数について 2 議員定数について 3 会派の人数要件について 4 通年会期について 5 市議会議員にかかる資産公開条例制定について 6 議長への報告内容の取りまとめについて	2:00	10:00 12:00
11	平成30年1月19日	1 常任委員会の数について 2 議員定数について 3 市議会議員にかかる資産公開条例制定について 4 議長任期、監査委員任期についてのうち議長任期 5 災害時の議会BCPの再構築について	2:13	9:58 12:11
12	平成30年2月7日	1 災害時の議会BCPの再構築について 2 常任委員会の数について 3 議員定数について 4 市議会議員にかかる資産公開条例制定について 5 議長任期、監査委員任期についてのうち議長任期	1:31	13:01 15:42 (休憩 70分)
13	平成30年2月19日	1 災害時の議会BCPの再構築について 2 常任委員会の数について 3 議員定数について 4 市議会議員にかかる資産公開条例制定について 5 議長任期、監査委員任期についてのうち議長任期	1:55	10:01 11:56
14	平成30年3月19日	1 常任委員会の数について 2 市議会議員にかかる資産公開条例制定について 3 議長任期、監査委員任期についてのうち議長任期 4 災害時の議会BCPの再構築について	2:28	9:29 11:57
15	平成30年4月5日	1 災害時の議会BCPの再構築について 2 常任委員会の数について 3 市議会議員にかかる資産公開条例制定について 4 議長任期、監査委員任期についてのうち議長任期	2:03	9:29 11:58 (休憩 26分)
16	平成30年4月25日	1 災害時の議会BCPの再構築について 2 常任委員会の数について 3 市議会議員にかかる資産公開条例制定について 4 議長任期、監査委員任期についてのうち議長任期	2:10	13:00 15:27 (休憩 17分)
17	平成30年5月8日	1 災害時の議会BCPの再構築について 2 市議会議員にかかる資産公開条例制定について	0:23	15:00 15:23
18	平成30年5月28日	1 災害時の議会BCPの再構築について 2 市議会議員にかかる資産公開条例制定について	2:54	9:00 12:04 (休憩 10分)
19	平成30年6月6日	1 災害時の議会BCPの再構築について 2 後期協議事項にかかる議長への報告書記載内容の確認について	0:30	9:59 10:29
		合 計	32:15	